

○財務省告示第百二十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成三十年四月五日に発行した利付国債の発行条
件等を次のとおり告示する。
平成三十年五月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百五
十回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に
る法律（平成二十四年法律第
一号）第三条第一項並びに特
会計に関する法律（平成十九
法律第二十三号）第四十六
一項

三 振替法の適用
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定

四 発行方法
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし
、価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募

十七六

償還金額

額平成十四年三月二十日

十五

後第二期

を、その期日以前六月間に属する

$$\frac{\text{償還金額}}{100} \times \frac{0.1}{2} \times 1$$

す。次号及び第十号において規定

その銀行休業日に支払うときは、

十四

初期

と平成十年九月十日を

$$\frac{\text{償還金額の総額}}{100} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1.6}{3.65}$$

る。定期に払い込むものと

十三二

の経過払い込み

年○パーセントの受け手は、

二 十 十
十 九 八

払 者 入 払 元
込 札 場 利
期 参 所 金
日 加 支

平 財 日
成 務 本
三 大 銀
十 臣 行
年 か
四 ら
月 通
五 知
日 を
受
け
た
者